

2024年11月27日（水）
愛知県知多県民事務所環境保全課
環境保全グループ
担当 川島、鹿又
電話 0569-21-8111(代表)
愛知県環境局環境政策部水大気環境課
水・土壌規制グループ
担当 林、荒木
内線 3050、3045
ダイヤルイン 052-954-6225

常滑市における土壌汚染について

TOTO サニテクノ株式会社（大分県）が、常滑市内の同社愛知工場において、土壌汚染状況調査を実施したところ、土壌汚染が判明した旨、本日、愛知県に報告がありました。

県は、同社に対し、土壌汚染対策を適切に実施するよう指導していきます。

1 報告内容

(1) 報告者

TOTO サニテクノ株式会社

(2) 報告年月日

2024年11月27日（水）

(3) 汚染が判明した土地の所在地

愛知県常滑市^{ひばら} 桜原^{らいめい}字来明5番1の一部

(4) 報告の根拠

土壌汚染対策法（平成14年法律第53号。以下「法」という。）

(5) 調査結果

ア 土壌溶出量

次表のとおり、法に規定する土壌溶出量基準を超過しました。

特定有害物質名	測定結果 最大値	土壌溶出量 基準	基準超過 土壌検出深度	超過区画数 ／調査区画数 ^{注2}
ふっ素及び その化合物	84mg/L (105倍) ^{注1}	0.8mg/L 以下	0～0.5m	6 / 26

注1：（ ）内は土壌溶出量基準に対する倍率を示す。

注2：調査対象地を10メートル格子で分割した区画数

イ 土壌含有量

全ての調査地点で法に規定する土壌含有量基準に適合しました。

(6) 当該地の現在の状況

汚染が判明した場所は、コンクリート舗装で覆われており、汚染土壌の飛散や雨水等による汚染の拡散のおそれはありません。

なお、事業者は、地下水流向下流側の敷地境界付近において地下水モニタリングを実施しており、事業場外への地下水汚染の拡散は確認されていません。

2 今後の対応

事業者は、引き続き地下水モニタリングを実施するとともに、その他の措置についても検討する予定です。

県は、事業者に対し、土壌汚染対策を適切に実施するように指導するとともに、周辺の飲用井戸の有無等を調査した上で、土壌溶出量基準を超過した区画を法に基づき要措置区域又は形質変更時要届出区域に指定します。

3 事業者の連絡先

TOTO サニテクノ株式会社 愛知工場 経営企画部 愛知総務課
住所：愛知県常滑市桧原字来明5番地
電話：0569-34-5511

4 調査対象地の概要

(1) 面積

1,863 m²

(2) 調査対象地の利用状況

調査対象地は、1957年から現在まで、衛生陶器の製造を行う工場の敷地の一部で、ふっ素及びその化合物の取扱履歴がありますが、漏洩事故等の記録はありません。



※背景地図は国土地理院の地理院地図を使用

参考

○ 基準を超過した特定有害物質について

・ ふっ素及びその化合物

ふっ素を継続的に飲み水によって体内に取り込むと、0.9～1.2mg/L の濃度で12～46%の人に軽度の斑状歯^{はんじょうし}が発生することが報告されており、最近のいくつかの研究では、1.4mg/L 以上で、骨へのふっ素沈着の発生率や骨折リスクが増加するとされています。

なお、厚生労働省では、過剰摂取による健康被害の防止の観点から、栄養補助食品として用いるふっ素の上限摂取量を1日4mg 以下としています。

(参考：環境省水・大気環境局「土壌汚染に関するリスクコミュニケーションガイドライン」)